



## 10 運営・体制

### 10-1 実施に向けた運営及び体制の整備拡充の方向性

第7章から第9章を踏まえ本史跡の保存活用を行っていくために、粕屋町教育委員会が主体となり、文化庁及び福岡県をはじめ、関連団体や府内関係各課と連携しながら運営及びその体制を強化していく。また、地域にとって本史跡が身近な存在となるよう、史跡の活用及び整備においては、住民参画を促し、地域住民や教育機関等と協働・連携体制を構築していく。その他にも、史跡の景観と周辺まちづくりとの調和を図るため、関係機関と連携体制を強化する。

### 10-2 具体的な手法

本計画に基づき円滑に実施していくための、運営及び体制の整備拡充に関する具体的な手法について示す。

#### (1) 保存管理の実施体制

- ・本史跡の全容解明のための調査研究や地域との協働も視野に入れた定期的な点検及び草刈り等、史跡管理に携わる職員を増員するなど文化財担当部局内の体制を整える。
- ・史跡地における災害の予防措置と発生時の対応に備えて、府内関係各課と協力体制を整える。
- ・発掘調査をはじめとする学識的見解が必要となる調査等に関して、専門委員会を開催し、協議内容に応じた指導を受ける。
- ・県道福岡東環状線完成後の維持管理や史跡の現状変更申請について、土地所有者・管理者及び関係機関と相互に確認を行う連携体制を構築する。

#### (2) 活用の実施体制

- ・歴史学習や体験教室等のカリキュラムを充実させ、本史跡の価値を伝えていくために、小中学校等の教育機関との連携を強化する。
- ・周辺の関連遺跡と連動したガイドツアー等、本史跡の価値を分かりやすく伝える活動を行うために、ボランティア団体の立ち上げや育成を図り、地域住民及び各種団体等との協働による運営体制を構築する。
- ・歴史学習の場としての活用だけでなく、イベント等を開催し日常的な賑わいの場とし

てまちづくりや観光戦略を図っていくために、民間事業者等との連携体制を構築する。

### (3)整備の実施体制

- ・造成や遺構表示等の史跡に直接関わる整備の実施において、文化庁や福岡県と十分な協議を行う。
- ・遺構表示等の学識的な見解が必要となる整備において、専門委員会を開催し、指導を受ける。
- ・史跡地への進入経路や駐車場、ガイダンス施設等の指定地外に及ぶ整備について、土地所有者・管理者及び開発機関等と協議を進めるため、府内関係各課と連携体制を構築する。
- ・整備計画策定前のワークショップや史跡地での植樹祭等のイベント開催を通して、住民参画による史跡整備の推進を図るため、地域住民、教育機関、各種団体等と連携体制を構築する。
- ・工事が予定されている県道福岡東環状線や歩道橋を活かし、その一部に本史跡を眺望できる視点場の設置を検討するにあたり、関係者と連携体制を構築する。
- ・粕屋町都市計画マスタープラン(令和2年(2020)12月)で挙げられているように、本町の魅力を発信できる緑の拠点のひとつとして史跡公園の整備を進めるため、府内関係各課との連携体制を構築する。

表 10-2-1 関係者・関係機関との連携体制

管理団体	関係	関連機関・団体	連携項目		
			保存管理	活用	整備
粕屋町 (教育委員会)	申請・報告 → 助言・指導 ←	文化庁	●		●
	協議 → 指導 ←	福岡県	●		●
	協議 → 指導 ←	専門委員会	●		●
	協議・連携 → ←	府内関係各課	●	●	●
	協議・連携 → ←	土地所有者・管理者	●	●	●
	協働・連携 → ←	地域住民		●	●
		教育機関		●	●
		各種団体		●	●
		民間事業者		●	
	協議・連携 → ←	まちづくり関係者		●	●